2　前項の規定により国際連携学科を設ける専門職大学及びそれぞれの連携外国専門職大学において国際連携教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、第二十四条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第二十六条第一項から第三項まで又は前条の規定により修得したものとみなし、若しくは与えることができ、又はみなすものとする単位を含まないものとする。ただし、第二十六条第一項の規定により修得したものとみなす単位について、国際連携教育課程を編成し、及び実施するために特に必要と認められる場合は、この限りでない。

（国際連携学科に係る専任教員数）

第七十一条　国際連携学科を置く学部に係る専任教員の数は、第三十五条に定める学部の種類及び規模に応じて定める教授等の数に、一の国際連携学科ごとに一人の専任教員を加えた数を合計した数以上とする。

（国際連携学科に係る施設及び設備）

第七十二条　第四十三条から第四十五条まで及び第四十八条から第五十一条までの規定にかかわらず、国際連携学科に係る施設及び設備については、当該学科を置く学部の施設及び設備を利用することができるものとし、教育研究に支障がないと認められる場合には、当該学科に係る施設及び設備を備えることを要しない。

2　前項の規定にかかわらず、国際連携学科を設ける専門職大学が外国において国際連携教育課程に係る教育研究を行う場合においては、教育研究に支障のないよう必要な施設及び設備を備えるものとする。

第十二章　雑則

（外国に設ける組織）

第七十三条　専門職大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、外国に学部、学科その他の組織を設けることができる。

（段階的整備）

第七十四条　新たに専門職大学等を設置する場合の教員組織、校舎等の施設及び設備については、別に定めるところにより、段階的に整備することができる。

附　則

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

別表第一（第三十五条関係）

イ　学部の種類及び規模に応じ定める専任教員数

学部の種類	一学科で組織する場合の専任教員数		二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数			
	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数	収容定員	専任教員数
文学関係	一六〇―三一九	八	三二〇―六〇〇	一〇	一〇〇―一九九	五
教育学・保育学関係	一六〇―三一九	八	三二〇―六〇〇	一〇	一〇〇―一九九	五
法学関係	二〇〇―三九九	一二	四〇〇―八〇〇	一四	二〇〇―三九九	八
経済学関係	二〇〇―三九九	一二	四〇〇―八〇〇	一四	二〇〇―三九九	八
社会学・社会福祉学関係	二〇〇―三九九	一二	四〇〇―八〇〇	一四	二〇〇―三九九	八
理学関係	一〇〇―一九九	一二	二〇〇―四〇〇	一四	八〇―一五九	七
工学関係	一〇〇―一九九	一二	二〇〇―四〇〇	一四	八〇―一五九	七
農学関係	一〇〇―一九九	一二	二〇〇―四〇〇	一四	八〇―一五九	七
薬学関係	一〇〇―一九九	一二	二〇〇―四〇〇	一四	八〇―一五九	七
家政関係	一〇〇―一九九	八	二〇〇―四〇〇	一〇	八〇―一五九	五
美術関係	一〇〇―一九九	八	二〇〇―四〇〇	一〇	八〇―一五九	五
音楽関係	一〇〇―一九九	八	二〇〇―四〇〇	一〇	八〇―一五九	五
体育関係	一〇〇―一九九	一〇	二〇〇―四〇〇	一二	八〇―一五九	七
保健衛生学関係（看護学関係）	一〇〇―一九九	一〇	二〇〇―四〇〇	一二	八〇―一五九	七
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一〇〇―一九九	一二	二〇〇―四〇〇	一四	八〇―一五九	七

学部の種類	二以上の学科で組織する場合の一学科の収容定員並びに専任教員数	
	収容定員	専任教員数
文学関係	二〇〇―四〇〇	六
教育学・保育学関係	二〇〇―四〇〇	六
法学関係	四〇〇―六〇〇	一〇
経済学関係	四〇〇―六〇〇	一〇
社会学・社会福祉学関係	四〇〇―六〇〇	一〇
理学関係	一六〇―三二〇	八
工学関係	一六〇―三二〇	八
農学関係	一六〇―三二〇	八
薬学関係	一六〇―二四〇	六
家政関係	一六〇―二四〇	六
美術関係	一六〇―二四〇	六
音楽関係	一六〇―二四〇	六
体育関係	一六〇―二四〇	八
保健衛生学関係（看護学関係）	一六〇―三二〇	八
保健衛生学関係（看護学関係を除く。）	一六〇―三二〇	八

備考

一　この表に定める教員数の半数以上は原則として教授とする（ロの表において同じ。）。

二　この表に定める教員数には、第三十三条の授業を担当しない教員を含まないこととする（ロの表において同じ。）。

三　収容定員がこの表に定める数に満たない場合の専任教員数は、その二割の範囲内において兼任の教員に代えることができる（ロの表において同じ。）。

四　収容定員がこの表の定める数を超える場合は、その超える収容定員に応じて四〇〇人につき教員三人の割合により算出される数の教員を増加するものとする。

五　この表に定める教員数のおおむね四割以上は実務の経験等を有する専任教員とする。

六　夜間学部がこれと同じ種類の昼間学部と同一の施設等を使用する場合の教員数は、この表に定める教員数の三分の一以上とする。ただし、夜間学部の収容定員が当該昼間学部の収容定員を超える場合は、夜間学部の教員数はこの表に定める教員数とし、当該昼間学部の教員数はこの表に定める教員数の三分の一以上とする（ロの表において同じ。）。

七　昼夜開講制を実施する場合は、これに係る収容定員、履修方法、授業の開設状況等を考慮して、教育に支障のない限度において、この表に定める教員数を減ずることができる（ロの表において同じ。）。